平成２９年（再イ）第１２５号

堺市中区平井623番地54

再生債務者　松浦　伸介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月７日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１９号

山口県防府市大字西浦1545番地の４　ハイツひらたⅠ－１－５

再生債務者　大田　善彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月８日　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第３１４号

札幌市清田区清田８条２丁目11番11号

再生債務者　西山　一博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月８日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２５号

北海道小樽市末広町28番10号

再生債務者　小笠原　悟

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月８日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第９号

栃木県大田原市富士見１丁目3837番地85

再生債務者　槇　　祐一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月８日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（再イ）第７５号

相模原市中央区すすきの町31番10号　ガーデンハイツＨＡＲＡ203

再生債務者　高桑　陽子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月８日

横浜地方裁判所相模原支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第10号

平成30年４月22日に執行する昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

なお、この結果、権利者の数が選挙すべき委員の数を超えないため、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行規程（平成25年１月24日国土交通省告示第63号）第９条第１項の規定に基づき、選挙によらないで、委員となることを承諾した者が委員となる。

平成30年３月23日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月23日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵②リのうち、

「経由し⑷に定める方法により連続して通行する場合を除き」を「経由し連続して通行する場合（平成30年３月25日までは、⑷に定める方法により連続して通行する場合）を除き」に改める。

１．⑷②イのうち、

「ニに定める」を「ハに定める」に改める。

１．⑷②ハを次のとおり改める

ハ　指定インターチェンジ及び実施する期間

指定インターチェンジ	実施する期間
関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジ	平成29年５月27日から東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
東北自動車道の村田インターチェンジ	平成30年３月24日から東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
八戸自動車道の九戸インターチェンジ	
磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジ	
北陸自動車道の親不知インターチェンジ	
富津館山道路の鋸南保田インターチェンジ	
首都圏中央連絡自動車道の五霞インターチェンジ	

１．⑷②ニを削り、ホをニとする。

別表３のうち、

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

	盛岡南
紫波	11.0

」を

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

		盛岡南
	矢巾スマート	3.8
紫波	7.2	11.0

」に改める。